

2006.4.15.

第6分科会・1班 「協働・参画」について

「協働・参画」についての基本となる考え方を整理する必要がある

=== 「自治（制度）」「参画」「協働」の関係の整理が必要 ===

< 考え方の順序として >

本来「自治＝民主主義」とは……政治の主役は市民。区政の主役は区民。

「区民の区民による区民のための区政」

代表制民主主義（議決機関としての議会）

代表制民主主義を補完する直接制民主主義（市民の参加・参画）

行政・議会へのお任せ（白紙委任）はNO。

特に市民ニーズが多様化している今、区民の区政への「参画」が必要不可欠

しかも、近年 NPO など市民活動・事業などが活発化しており、区民の力量はアップしている。

・「参加」とは、議会が決定、執行機関としての行政が立てた計画（企画）・事業に加わる。「参画」とは、より早い段階、計画（企画）段階から対等に参加する。

生活ニーズ・地域ニーズの多様化により、画一的行政の限界

地方分権化により、自治体の創意工夫が求められるし、可能になった

財政の逼迫、行財政改革の必要により区民などの力が必要

参画の一つの形態として、今、「協働」が求められている。

決して、**が先であってはならない。**つまり、財政逼迫であるから安上がりの下請け的感覚で協働を考えてはならない。**協働は参画の一つの形態である。**

参画・協働の意味を捉えなおし、今一度本来の「民主主義・自治のあり方」を追求することが必要ではないか。

【区施策における現状】

基本構想・基本計画に則りながら、施策を進めてきてはいる。

基本構想：2．ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

- ・ふれあい、参加、協働の推進
- ・コミュニティ活動の充実と支援

構想の推進のために

- ・参加と協働のまちづくりの推進

基本計画：ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

6．ふれあい、参加、協働の推進

構想の推進のために

- 20．参加と協働のまちづくりの推進
- 21．地域を基盤にした区政の推進

具体的施策

- ・課題別地域会議
- ・地区協議会
- ・区長と話そう しんじゅくトーク
- ・区長へのはがき
- ・パブリックコメント制度
- ・区政モニター
- ・区民の声委員会
- ・新宿区民会議
- ・「新宿区・地域との協働推進計画」
- ・協働支援会議
- ・協働推進基金・NPO 活動資金助成
- ・他に、選挙をはじめとする自治法上の参加、審議会等の条例上の参加などもある

【現状における問題点・課題】

< 1．参画・協働とは？ 明確になっていない >

参画とか、協働とか言うが、言葉の定義・制度の定義が明らかでない。行政に協働・参画に対する「哲学がない」ように思える。よって区民からは「わからない」という声が聞こえる。(1班)

区では、「協働・参画」の名のもとに、さまざまな事業が展開されている。しかし、区民レベルでの「協働・参画」の意識はさまざまで、不満の声も多く、まだまだ軌道に乗っ

ているとはいえない。(5班)

< 2 . 行政に対する不信感が根底にある >

意見を出しても、きちんと捉えられているかわからない。(1班)

区政の情報公開(ITの促進も含め)が不十分であり、透明性に欠ける(1班)

協働が安請負になっているのではないか。協働の意味・実態がわかっているのか。(1班)

行政の下請け的な仕事をさせられているとの認識が強い。区で行っている協働と言われる事業は、行政主体で行われているものが多い。(5班)

協働における行政の役割が、わからない。(7班)

行政は「協働・参画」と言うと、すぐに目立つ事業や形になる事業にばかりに目がいつている。(2班)

行政計画の評価方法が不明確。(予算配分に問題が多い) 行政の計画にPDCAサイクルの「評価」が入っていない。(6班)

民間活動団体はずっとひとつのテーマを掘り下げながら長年継続的に活動しているのに対して、行政は次々と担当者が変わるため、協働が困難である。(2班)

出張所所長が地域の実情を理解していない。(6班)

区役所内の協働・参画の担当部署(専任窓口)が分からない。(7班)

縦割り行政で、各部門のコスト削減・サービス向上・現場主義が徹底されていない。
(3班)

事業コストについての考え方がわからない。(7班)

行政と行政(新宿区と他の地方公共団体、新宿区と都)の協働・連携も出来ていない。
(2班)

< 3 . 行政とNPOとの関係性・それぞれの役割が明確でない >

声大きい団体、既存団体、既得権をもつ団体が、優遇される結果になっていないか?

行政の特定部局と特定の民間団体との間で、一定の関係が出来てしまっている。結果的に、いつも同じ団体にばかり声がかかる。新しい団体が、なかなか参画できない。(2班)

行政も、活動団体も、それぞれ知識ややっていることに偏りがある。特定の内容にシフトしている。(2班)

行政は、どういうNPOや活動団体があるのか活動内容全体像を把握していない。

NPOや活動団体も、行政にどういう関連部局があるのか全体像を理解していない。(活動団体とは、特定町会、特定地域団体、特定学校、及び区公益団体等を示す)(2班)

NPO組織等の性格や活動実績を評価する仕組みがない。また行政にも、相手を公正に評価したうえで協働するという意識が欠落している。その結果、何故、その団体が選ばれたのかが不透明で、選考プロセスが透明性のある仕組みになっていない。(2班)

行政組織と“協働のパートナー”との、役割を明確にする必要がある。(7班)

< 4 . 区民を代表して区政に参画しているはずの議会・議員に対する不信感が強くある >

議会は何をしているのか、見えてこない。(1班)

< 5 . 現行制度の問題点 >

課題別地域会議・地区協議会

地区の特色を持たせることは良いが、そういう意味ではなく地区によって水準にバラツキがある

メンバーに新しさがない

設置の目的が浸透していない

地域センターとの関係性が考慮されていない(以上1班)

区民会議

今後、人材育成の意味でも参画した区民や団体を生かす方策が必要。(1班)

協働支援会議の位置づけについて、協働推進に当たって「事業目的にふさわしいNPOの紹介など、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、中間支援組織の役割を果たす」とあるが、守備範囲が広すぎる。(1班)

区政の実施を末端で担う、地域センター・社会福祉協議会・地区協議会・町内会などの広報活動が不活発。(3班)

町会は区の下請け的な位置づけになっている。(以下6班)

組織が軍隊的で一部の人的利害の受け皿となり責任感が欠如している。

回覧板や掲示板が活用されていない。PTAと町会の共同活動がない。

町会役員は区や出張所の指示、情報を町会住民に適切に伝えていない。

地域団体、とくに町会・自治会との関係の見直しが必要ではないか。(7班)

民・民同志の有機的な協議、連携がされていない。(自画自賛)(6班)

助成事業と協働事業は、区別する必要があるのではないか。(7班)

現在の「協働推進事業」では、助成金対象がNPO(特定非営利活動法人)に限定されている。ボランティア組織(任意団体)も、対象とする必要がある。

団体だけでなく、意欲ある”個人”も事業補助金給付の対象になるようなシステムが必要。(7班)

「事業契約」について、どのように考えるのか。(7班)

短期間では成果の出にくい事業もある。事業期間の設定をどのように考えるのか。

目に見えにくい事業の成果を、区民にどのように伝えるか。(7班)

【10年後のあるべき姿】

< 1 . 自治のあり方：「区民の区民による区民のための区政」が実現している >

区民が区政の主人公となって、積極的に区政に参画している。(1班)

代表制(間接制)民主主義の中で、多様な人々の多様なニーズを実現させるために、より直接的な参画を推進している。(1班)

区民会議や地区協議会等が権限・責任を持ち区政の基盤を支えている。(3班)

区と区民による良い協働関係が樹立しており、「ともに支え合う地域社会」を実現するための新しい自治制度(東京都のモデルとなる)が確立している。(3班)

< 2 . 区民・団体と行政との協働の関係が充実している >

協働の意識が深まり、行政・区民の共通理解のもとに地域コミュニティからの働きかけ、行政からの働きかけにより、区民と行政両者による事業がさまざまに展開され、暮らしやすい新宿区を創りあげている。(5班)

NPO等と行政が、相互の立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力し、その過程・結果において的確な評価をおこなうことによって、協働事業を進めている。(1班)

地域を構成する多様な主体(NPO・ボランティア団体など)がネットワークを作り、協働で活躍している。(3班)

行政内部と助成事業が活性化している。(7班)

< 3 . 区財政の的確な運営が図られている >

組織を整理・縮小し、外郭団体を減らし、コスト削減を図る。(4班)

行政サービスの効率化が図られている。(7班)

区民の行財政に対する関心が高まっている。(7班)

区民会議がオンブズマン的なチェック機能となり、予算のスリム化が図られている。

(7班)

[改善方法 = 私たちの提案]

< 1 .「参画・協働」の「哲学」を区民と行政と一緒に作り、共有化を図る >

(仮)「自治基本条例」を制定し、新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割を規定し、参画・協働の意味やしくみを明記する。(1班)

< 2 . 区政への参画を促し地域の課題解決の場として地域組織を充実させる >

地区協議会の現状を調査し、見直しも含めたうえで、地域の自治をつくり育てる要となるよう機能させる。(1班)

- ・ 構成メンバーは町会・地域センター運営委員会などの地縁組織、NPO・ボランティア活動団体・福祉団体などの新しいネットワーク、公募など、入り口はたくさんにする
- ・ お互いの団体・個人を尊重しあう民主的な組織運営を図る
- ・ 情報の開示・提供に努める
- ・ 他地域との連携を図る
- ・ 提案にとどまらず実行することも必要である。地域が決めたことは地域が実行できるような一定の権限を地域に持たせ、また地域はその責任を持つ

そのためにも、既存組織(町内会・自治会)と新組織(NPO・ボランティア団体)の協働を図る。(3班)

町会全体が内部改革をするか、地域がテーマを越えた新しい枠組みを造り、シフトしていく。例えば、NPOや区民会議のネットワーク。(6班)

< 3 .NPOなどのネットワーク化をすすめ、協働事業を担うためにも財政支援・人材育成など支援を推進する >

協働の意義・必要性を明確にし、区民・NPOなど団体、事業者、行政の役割などを規定する、(仮)「市民活動および協働の推進に関する条例」を制定し、以下の内容を明記する。(1班)

- ・ 区民協働作業を円滑に進めるよう協働のルールを区民が参画して作り、徹底する。
(6班・3班)

- ・ 協働の主体に区民が関わり、区はその活動を支援・協力する。(3班)

(仮)「新宿NPOネットワーク」の設置(1班・2班)

- ・ 行政とNPOや活動団体の間に、中立性のある中間組織があると良い。(以下2班)

- ・ 中間組織は、活動団体の代表が集まる連絡協議会的な組織ではなく、

・ NPOや活動団体の全体像を把握し、活動団体のネットワークづくりを行う。

・ 各団体を公正に評価し、透明性のある選考を行い、行政の適切なセクションとつな

げていく

- ・活動団体と活動団体をつなげ、活動団体間の協働も育てる
- 「協働・参画」の事業成果について評価し公表する

区民が協働事業について理解と協力が得られるように、広報と啓発を行う。

< 4 . 協働事業の推進にあたって制度を確立する >

協働事業の推進に当たっては区民参画型の事業評価組織を設置し、以下の評価を行うなど評価制度を確立する。(7班)

- 1 企画の評価(事業内容について)
- 2 事業の評価(コスト、目標達成の度合いなど)
- 3 協働の評価(協働のルールを守って実行されているか)
- 4 事業期間により、途中評価を行なう
- 5 住民による満足度調査

「協働事業推進状況報告」に予算額と使用額を表記し、本当に必要な事に適正な予算が組まれたか、評価に活用できるようにする。(3班)

事業に伴う区の助成金等についても、住民の立場からもっと利用しやすい仕組みを整える。(5班)

協働・助成事業の現状(給付団体やその実状)を広報・公開する。(7班)

協働支援会議の機能を明確にする。中間支援組織としての機能は、前述したような別組織にする。(1班)

< 5 . 行政の組織体制を整備し、体質改善・意識改革を図る >

区行政の中で「協働・参画」を推進していくために、巨視的判断を行い縦割り行政の欠陥を補完する専管組織(企画調整室とか政策室)を設置する。(1・3班)

セクショナリズム・前例踏襲主義・事なかれ主義など、いわゆる「お役所的」意識と行動を改め、柔軟な組織運営を図る。(1班)

「市民政府行政」としての自治体の立場と仕事を明確にする。(1班)

以上